

松戸市教育委員会会議録

令和5年3月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和5年3月定例会

開 会	令和5年3月9日 (木) 午後1時	閉 会	令和5年3月9日 (木) 午後3時6分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	和座 一弘	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和5年3月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	藤谷 隆	21	〃 補佐	波多江 美奈子
2	学校教育部 部長	西川 康弘	22	〃 補佐	萩原 弥生
3	生涯学習部 審議監	小林 清	23		
4	学校教育部 審議監	堤 和子	24		
5	教育総務課 課長	三根 秀洋	25		
6	〃 専門監	壁 和宏	26		
7	〃 補佐	永淵 智幸	27		
8	〃 主幹	小河 孝紀	28		
9	〃 主査	杉本 政裕	29		
10	〃 主任主事	斉藤 晃	30		
11	〃 主事	生田 裕仁	31		
12	文化財保存活用課 課長	関根 嗣人	32		
13	戸定歴史館 館長	阿部 寛之	33		
14	博物館 次長	染野 寿郎	34		
15	教育政策研究課 課長	秋田 敦子	35		
16	学習指導課 課長	菊地 聖子	36		
17	〃 補佐	高橋 宏樹	37		
18	学務課 課長	石橋 聡	38		
19	〃 補佐	生島 剛	39		
20	〃 補佐	佐藤 道照	40		

令和5年3月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和5年3月9日（木） 午後1時より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 請 願

(2) 議 案

4 その他

令和5年3月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 請 願

請願第1号

松戸市教育委員会における松戸市のホームページの問い合わせフォーム等からのメール等により電磁的にされた問い合わせ、意見、苦情等に係る対応における文書の取り扱いやそのことに関係することについて改善することを求める
請願

…p1

(2) 議 案

① 議案第43号

松戸市立博物館等資料選定評価委員会委員の委嘱について

(文化財保存活用課) …p4

② 議案第44号

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則及び松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課) …p6

③ 議案第45号

松戸市教育委員会の非常勤職員に係る災害補償に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課) …p10

④ 議案第46号

松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

(教育総務課) …p14

- ⑤ 議案第47号
松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令
の制定について
(学務課) … p18
- ⑥ 議案第48号
松戸市教育功労者表彰について
(学務課) … p26
- ⑦ 議案第49号
令和4年度末松戸市立小中学校長の人事異動について
(学務課) … p41
- ⑧ 議案第50号
令和4年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の教職員の任免について
(学務課) … p42

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に3名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから令和5年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を和座委員にお願いいたします。よろしくお願います。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、請願1件、議案8件となっております。

このうち、議案第49号及び議案第50号は、人事に関わる案件となります。したがって、議案第49号及び議案第50号の審議を秘密会としてはいかがかお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第49号及び議案第50号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第49号及び議案第50号の審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第49号及び議案第50号を秘密会にて審議することとなりま

した。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、その他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、その他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、教育長職務代理者をお願いいたします。

◎請願第1号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

議事の進行に際しまして、新型コロナウイルス感染症予防のため、適宜換気を行いますので、ご了承ください。

また、本日は議案が大変多くなっております。限られた時間の中での円滑な議事進行に努めたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

初めに、請願第1号「松戸市教育委員会における松戸市のホームページの問い合わせフォーム等からのメール等により電磁的にされた問い合わせ、意見、苦情等に係る対応における文書の取り扱いやそのことに関係することについて改善することを求める請願」を議題といたします。

本請願は、令和4年12月20日に提出されたものです。

請願の趣旨は、請願書によりますと、1点目、教育委員会は、松戸市のホームページの問合せフォーム等からメール等により電磁的にされた問合せ、意見、苦情等に係る対応における文書の取扱いに関して、回答等が必要なもの等については、選定して印刷した上で対応の処理をし、対応の処理をしないものについては、特段の処理をすることなくメールボックスに当該電磁的記録を保存しており、メールボックスの容量の不足等に伴い適宜消去するという現在の取扱いをやめて、受信した電磁的苦情等電磁的記録を速やかに用紙に出力するように改善することを求めるもの。

2点目といたしましては、松戸市教育委員会は、松戸市公文書管理規程14条2項について、ファクスのみに当てはまり、松戸市のホームページの問合せフォーム等に入力したり電子メールを使用したりして送信されたものに当てはまらないとする松戸市公文書管理規程14条2

項の規定の解釈を、ファクスだけではなく松戸市のホームページの問合せフォーム等に入力したり電子メールを使用したりして送信された電磁的苦情等の電磁的記録にも適用されるといふ解釈に正すように改善することを求める。

3点目は、松戸市教育委員会は、松戸市個人情報保護審議会や松戸市情報公開審査会が答申の中で問題点や改善点等の指摘や付言等をしたことを、所感に過ぎないとか裁決に際して引用しないなどとして拒絶せず、松戸市個人情報保護審議会や松戸市情報公開審査会が答申の中で問題点や改善点等の指摘や付言等をした場合には、審査請求人ともよく話し合った上で、指摘や付言等を反映して職務を是正するように改善することを求めるとのことでございます。

始まったばかりではございますが、一旦休憩とさせていただきます。

(休憩)

教育長職務代理者 会議を再開いたします。

本請願について審議するに当たり、事務局より請願の趣旨に対する説明事項があれば、ご説明お願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 教育総務課長の三根でございます。

本請願は、個人情報開示請求に対する不服に端を発した教育委員会事務局における電子メールの取扱いに関する請願でございます。請願の趣旨は3点挙げられておりますが、大別すると、1点目と2点目は教育委員会における電子メールの取扱いに関するもの、3点目は個人情報保護審議会等情報公開制度における附属機関からの答申の対応に関するものと解されます。

まず、教育委員会における電子メールの取扱いの現状についてご説明いたします。

教育委員会の各所属宛てに送られた電子メールには、市民の皆様からのお問合せやご意見、関係部署との連絡に関するもののほか、意図しない企業からの営業や誹謗中傷など、いわゆる迷惑メールなど様々なものがございます。この多種多様なメールの中から回答等が必要なものにつきましては、PDF形式等のデータや、必要に応じて用紙に出力するなどの方法によって対応しているところでございます。

また、回答が必要ないものや迷惑メールなどは、電子メールを受信するサーバーの容量の兼ね合いもございませうことから、一定期間保存した後に消去しております。

お手元にお配りいたしました事務局説明資料の裏面をご覧ください。

これらの取扱いは、松戸市公文書管理規程第52条の規定に基づき定められました電子メール等を利用した文書の施行等に関する要領に基づくものであり、決裁を要しない軽易なものについては通信機機内に保管することとされ、その保存期間は当該文書の受信日から起算して30日とされております。

次に、情報公開制度における個人情報保護審議会等の附属機関からの答申に対する教育委員会の対応について、制度の概要と答申の位置づけとともにご説明いたします。

情報公開制度では、開示請求に対して情報を保有している部署が開示する情報の度合いに応じて全部開示、一部開示、非開示等の決定をいたします。開示請求者は、この決定に対して不服がある場合には行政機関内の審査庁、教育委員会においては教育総務課に対して審査請求を行うことができます。審査請求を受けた審査庁は、条例において有識者で構成される附属機関である審議会等に諮問しなければならないとされており、諮問を受けた附属機関では審議を行い、その結果が妥当であるのか取り消すべきであるのかを答申の冒頭の結論部分において示し、審査庁へ通知します。

審査庁は、この附属機関からの答申に示された結論を尊重した上で、情報を保有している部署が行った決定について、改めて妥当であるのか取り消すべきであるのかを裁決という形で決定いたします。

本件請願に資料として添付しております答申をご覧ください。

本件で申しますと、この答申の1ページには、審議会の結論として、教育委員会が行った処分は妥当であるとされているところでございます。審査庁では、その裁決という最終決定の中でこの結論を尊重しております。

説明は以上となります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

では、討論の前に、もう一度請願の趣旨について整理したいと思います。

今、課長からもご説明があったように、1点目と2点目につきましては、公文書管理規程14条2項の解釈を受けて、メールボックスの容量不足に伴い、電磁的記録とありますが、ここでは電子メールと読み替えて差し支えないのかと思います。この電子メールを削除するという取扱いをやめて、受信した電子メールを用紙に出力することを求めるもので、先ほどの教育総務課長の説明にもありましたとおり、電子メールに関する事務の取扱いとして集約できるのかと思います。

教育委員会で行われている電子メールに関する事務が、規則等に照らし適正に行われてい

るか、その上で、請願の趣旨である受信した電子メールを全て用紙に出力するという取扱いを行うべきかという点を踏まえ、3点目である、請願の資料として個人情報保護審議会からの答申が添付されておりますが、教育委員会が自ら諮問した結果であるこの答申の取扱いが適正であるか、その上で、請願の趣旨である答申に記載された問題点や改善点などについて付言として捉え、審査請求人と協議した上で、職務を改善するという取扱いを行うべきかという点でご議論をいただければと思います。

少し長くなりましたが、ご理解いただけましたでしょうか。

これより質疑及び討論に入ります。

さきに課長も説明の中で述べていましたように、公文書管理規程というものがございます。資料お手元にあるかと思いますが、その中の取扱い要領の中に、保管及び保存という項目がございます。そして、そこには30日の保存をもって明記されており、それを遵守することで、現状としましては、健全な事務作業が行われているというのが今の現状でございます。

何か不明な点等ございましたら。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 このたびの請願としてご意見をいただいたことについては、皆様ご理解いただけたものと思っております。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ご質問等ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。ございますか。

山形委員、お願いします。

山形委員 1点目と2点目の部分で、メールフォーム等で多数寄せられるものを全て紙面に起こした場合の物理的な問題として、例えば、1日100通のフォームメールが来て、それが365日となり、またそれを保存していく、またその印刷労力、そこの中からまた抽出していくものを、今は、フォームで来た時点で対応するかどうかを事務局のほうで誠実に対応していると私は考えておりますので、そちらのほうを、そのままの対応で行い、紙に出力することでメリットもあるかもしれませんが、時代背景として、エネルギー問題や環境問題。また人手不足など、事務的な作業等も抱えていらっしゃる中で、全てを出力することは、現状難しいのではないかと、私は一人の委員として考えております。

自分自身も民間の者として、企業等の仕事を通してNPOなどをやっても、全く知らないところから多数営業メールが来たりしています。それを1つずつ対応することや、出力

することというのは物理的に難しいのかなと考えます。

また、ファクス等についても、これは平成14年のものではありませんが、今後、日本ぐらいがファクスを使っていて、他国はほとんどもうファクスは存在しないということをメディア、ニュースなどで見させています。日本は高齢社会で、ファクスもニーズはまだあるとは思いますが、このあたりもどんどん変わっていき、ファクス自体がもうデジタル化のPDF化になっていく部分もあるのかなと考えたりはします。その部分もまた多様性を理解しながら考えていくべきものなのかなと、1点目と2点目に関しては、そのように考えました。

3点目に関しましても、審議会妥当であるというお答えの中で、誠実にとにかく向き合っていくことが私たちができることと考えました。

意見です。

教育長職務代理者 ほかに。

和座委員。

和座委員 ポイントは、やはり市民から声というものを、誠実にそれをちゃんと読んで、その中で、ただ非常に多い量が、多分、今、この平成14年の場合のこの送信装置というのは、推測するに、やはりこれファクスだったと思うんですね。今みたいにこういった形で非常にたくさんの電子メールが流れてくるような状況の中で、まずはとにかく市民の声をしっかりと把握していくということが重要なわけですけれども、その際に、それらの電子メールを全て紙に落とし込むことが、果たして市民の方たちの声をしっかりとつなぐことになるかどうかという点については、いささか議論のあるところではないかというふうに思います。

やはりそういう中で、たくさんの情報の中で、ある程度取捨選択しながら、その中で必要であるものをピックアップして、それをさらに紙という媒体の中に書き込むことによって再確認して、さらにその部分についてしっかりとした対処をするというふうなことも、これは非常に人的な力というものも限られておりますから、そういう中で効率的に行っていくためには、やはり必要なことではないかなと。それが本当に全て素晴らしいかどうかはちょっと分かりませんが、現実の中で判断した場合には、そういう選択肢も十分に私は考えられるというふうに思います。

ですから、そういう中で、やはり今現在、このような形で全ての用紙に出力するということは、今、山形委員がおっしゃったような環境の問題だとか様々なことも含めながら、今、果たして今の時代に対応するのかどうかというのは、十分に吟味しないといけないのではないかなというふうに私は思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員。

伊藤委員 私も同じ意見なんですけど、電子メールというのが、やはり入ってくる数のことから考えて、印刷するかどうか、落とし込むかどうかについての判断を一定の基準を設けて行うという現在のやり方については、今の和座委員からもあったように、合理的な判断だと思いますので、今のやり方については、そうした観点から妥当かなというふうに思います。

それから、3ポツの情報保護審議会の問題なんですけど、一応いろんなことを審議会は言っていますけれども、やはり結論として、処分は妥当ということで判断されていますので、これについては、内部として今後その議論の中でそれを取り上げることは可能かもしれませんが、現時点の判断としては、それで正しいのかなというふうに思っております。

以上です。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 私も同感ですが、基本的に常識的な判断を事務局のほうでされていると思います。

公文書管理規程でどれだけ保存するかということに関しては、議論があるところかもしれませんが、30日というのはですね。でも、それは教育委員会に限ったことではなくて、常識的な判断をされているんでしょうし、要は、市民から届いた声が適切に判断をされて、うまくそれが行政に反映されればいいということであると思いますので、それ以上のいろんな意味での負荷をかけるということに関しては、問題があると思いますので、私も皆さんのご意見に賛同いたします。

以上です。

教育長職務代理者 いろいろなご意見をいただきましてありがとうございます。

和座委員。

和座委員 これは、あくまで私の私見でございますけれども、この第14条というのは、平成14年に決まった、書かれているものですよね。その当時のやっぱりものとしては、送受信装置により受信した磁気的な記録は速やかに用紙に出力するものとするというふうに書いてあります。これは、ファクスであれば当然出力しないことには情報が入りませんから、その当時であれば、これは十分に認識というか説得力あると思うんですけども、現代においては、メールという形で実際に読むことは可能なわけですから、それを全て出力するということと、ちょっと時代的にずれがあるような僕は印象を持つのですね。

ですから、このことについて、多分審議会のほうでは、所感として述べられた部分もあるのかなと私的には思うんで、この部分について、場合によっては今の時代に合わせたような形で直していくという方法も逆にあるのかなというのは、私の私見でございます。

教育長職務代理人 山形委員。

山形委員 最後に、市民の方の声を丁寧に取り扱う中で、フォームという形でスムーズにアクセスができる反面、その後どうなったかなというところで、窓口対応や、一つ一つのことに関して私たちは誠実に向き合っていくことの大切さをまた改めて感じました。また、私自身も、市民の一人としてここにレイマンコントロールとして立たせていただく中で、松戸市のいろいろサービスがこのような声でよりよく改善されるというか、どのような声も届くような形になっていくのが大切と、誠実にとにかく向き合っていくこと、また、和座委員がおっしゃったように、時代に合わせた形に変化、多様に、本当に多様になり、光熱費等もかなり上がりとか人件費の問題、本当に多様になっている中で、一番いい折衷案を考えていきながら、誠実に向き合っていただけたらなと思いました。

補足で。以上です。

教育長職務代理人 和座委員。

和座委員 あともう一点ですけれども、今回、この問題を指摘していただいた方に対する私見ですけれども、これについては、やはり市民の声を十分に尊重してほしいという気持ちが、すごく私は表れていたんじゃないかというふうに思います。その中で、こういった各論の部分がでてきたのではないかなというふうに推測します。

そのことで、こちらのほうでその部分についてとにかく議論をしたということは、それは一つの進歩ではないかなというふうに思いますので、このような問題提起をしていただいたことについては、私は、個人的には感謝しております。

以上です。

教育長職務代理人 じゃ、私から1つ。

取扱いされているものは、先ほど来、委員の皆様もおっしゃっているように、平成14年度でファクスを主体とした、そういった電子的というふうに捉えていた時代感から、随分時代も変わってきて、そしてメールそのものも双方保存が可能な現実がございますので、果たして紙に全てをとというのは、やはり山形委員がおっしゃったような業務上のこと、あるいは環境上のことから、今日的にはやはり減らされていく方向性にあるのかなというふうに想像いたします。

そして、教育委員会会議というのは、規則を規範として会議させていただいているもので、決して規則の解釈を新たに決定する機関ではございませんので、その点に関してはご了解いただくという形が妥当なのかなというふうに思います。

以上でございます。

ほかはよろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、皆様、ご理解いただけたと思いますので、請願第1号について採決をいたします。

採決は、松戸市教育委員会会議規則第26条の規定により挙手にて行いたいと思います。お諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長職務代理者 挙手の方がおりませんので、したがって、請願第1号は不採択となりました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第43号

教育長職務代理者 続きまして、議案第43号「松戸市立博物館等資料選定評価委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

それではご説明をお願いいたします。

博物館次長、お願いいたします。

博物館次長 文化財保存活用課博物館、染野でございます。

それでは、議案第43号「松戸市立博物館等資料選定評価委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

資料4ページをご覧ください。

本案は、松戸市立博物館等資料選定評価委員会委員の任期が令和5年3月31日をもって満了となりますので、松戸市立博物館等資料選定評価委員会条例第4条第1項の規定に基づき、新任1名、再任4名の計5名を委嘱するものでございます。

資料5ページをご覧ください。

新任委員につきましては、歴史の専門分野でございます渡辺尚志氏が本年3月末の任期満了をもって退任されることから、新任といたしまして、同じ歴史を専門分野の識見を有する方として、小泉雅弘氏を新たに委嘱するものでございます。

任期につきましては、松戸市立博物館等資料選定評価委員会条例第5条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年でございます。

以上、ご説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第43号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 5ページに一覧があるので、それを見ているんですが、今回4名の方が再任で1名新任なんですけれども、ちょっと気になったのは、新しい方が駒澤大学の歴史学の教授ということで、現在おられる駒澤大学名誉教授の久保田さんという方も歴史学が専攻ですので、それと全く同じ大学で同じ専攻の方を今回新たにもう一人任命されるというのは、何か特別な理由とか何かあるんでしょうか。

教育長職務代理者 博物館次長。

博物館次長 新任委員につきましては、選任についてでございますが、松戸市立博物館等資料選定評価委員会の目的に照らしまして、松戸市の歴史資料にも精通し、学識経験者等から適任者を選任したものでございます。

今回の小泉氏につきましては、日本近現代史だけではなく日本近世史についても豊富な知見があることで、研究者として望ましいということで、適任者として選任いたしましたので、特に大学とかという、こだわったわけではございません。

以上でございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 特に何か異存があるわけではないんですが、僅か5名しかおられない中で、同じ大学の、しかも同じ専門課程の方がお二人もおられると、若干、何となく違和感を感じたので申し上げたんですけれども、そういう人物本位で選んだ結果、たまたま同じ大学の同じ専門の方だということになったというふうに理解してよろしいんですね。はい、分かりました。

教育長職務代理者 私から、すみません。

そうしますと、前回の委員でいらっしゃる渡辺尚志委員は、新しく新任される小泉先生と

同じジャンルでいらっしゃるということで、そのご理解でよろしいのでしょうか。

博物館次長。

博物館次長 前任の渡辺委員につきましても、同じ歴史分野の専攻でございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 歴史なんですけれども、近世史と近代史ということですか。

博物館次長 はい。

教育長職務代理者 久保田先生の専門についても、もしよかったら。

博物館次長 久保田委員につきましては、分野は歴史学で、主に戦国時代に関わるものとして、日本近世史の専門でございます。また、前任の渡辺委員につきましては、日本近世史でございます。小泉氏につきましては、日本近世史でございますが、日本近現代史についても豊富な知見を有しているということで、今回、選任したものでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

非常に戦国時代の資料も多い中で、松戸の博物館はかなりそれを重要なものとして今、研究されている最中でいらっしゃいますので、その方と学校は一緒だけれども、全く違う知見の方だということが理解できたので、よかったと思います。ありがとうございました。

ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第43号を採決いたします。

議案第43号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第43号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎議案第44号

教育長職務代理者 次に、議案第44号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則及び松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を

議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 教育総務課長でございます。

議案第44号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則及び松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由は、教育委員会の体制強化及び組織規模の適正化を図るとともに、教育政策研究課から学校施設課への業務移管及び学習指導課での特別支援教育対策室創設に当たって、所要の改正をするため、ご審議いただくものでございます。

7ページの改正前、改正後の新旧対照表をご覧ください。

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則第3条では、多様性の理解の推進と特別支援教育の充実を図るために、学習指導課に係として特別支援教育対策室を設置いたします。

7ページ下段から8ページの別表では、各所属の所管に係る事務事業を整理しており、大きなところでは、学校教育の情報化をよりスムーズに推進するため、これまで生涯学習部の教育政策研究課が担っておりました業務を、学校教育部の学校施設課において担うことといたしました。

9ページの松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の改正につきましては、人事異動に伴い定数の内訳を変更するものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第44号については、ただいまの説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 まず1点目ですが、今回、特別支援教育対策室というのを新しくつくられるわけですが、それがいわゆる課と担当室と係というふうに分かれている中で、担当室ではなくて係に位置づけられていることが、何となく気になります。今回の対策室というのが、ある程度の組織の塊ということで考えれば、課ではないにしても、単に係ではなく、少なくとも担当室ぐらいのレベルなのかなというような印象があるんですけども、それはどういうふうに位置づけられているのかというのが1点です。

それから、情報に関することを、今のご説明では、教育政策研究課のほうから学校施設課

のほうに移されたということなのですが、8ページから9ページにかけての書き方を見ると、学校施設課で情報化を扱うということが、何となく情報化というのをソフトではなくてハードという観点から捉えて扱うのかなという印象を受けるんですけども、その辺については、もう少しご説明いただけるとありがたいんですが。

教育長職務代理者 教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 では、2点ご質問いただきましたので、順次お答えいたします。

まず1点目の特別支援教育対策室でございますけれども、今年度は業務の市民のニーズとかも含めまして、まずは係相当の対策室から行いたいと思っております。また、業務の量とかを考えながら、また来年度以降、担当室にするのかということも検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目でございますけれども、2点目の情報化の事業が、伊藤委員さんおっしゃるとおり、ソフトだったものが学校施設課ということでハードになるイメージと捉えていいのかということでございますけれども、今まで情報化の関係というのは、ほとんど学校教育部のことを生涯学習部のほうでやってございましたので、それを学校教育部の施設課で、1つの部の中ですること、施設という部分も含めまして、より動きやすくいきたいということでございます。

以上です。

教育長職務代理者 どうぞ。

生涯学習部長 補足をさせていただきます。

まず、担当室等の考え方からなんですけれども、決裁権ですとか様々課長に準じて管理職を配置したりするものが組織上の担当室でございます。総務課長も申し上げたように、現状でこちらの形で新年度スタートさせていただきながら、様々な変化等には対応してまいりたいとは考えてございます。

2点目の情報政策に関しましては、教育政策研究課の中で情報化も含めた様々な政策的なことを継続して、研究、提言していくものと考えてございます。一方で、先ほど総務課長も申し上げましたとおり、実際のシステムの運営、管理、導入、あるいは学校の中での実際の工事とか配線というものがございまして、そういったものについては、直接施設管理上の中で携わっていくことがより合理的だと考え、学校施設課に業務と権限等に移すものです。

伊藤委員 ありがとうございます。

そうしますと、1点目は、対策室というのは取りあえず、経過的にそれを係ということで

置いて、今後それが人数的にも増えていくということを想定してよろしいのでしょうか。

生涯学習部長 やっていく中で必要が生じましたら、こちらの担当室だけではございませんが、全体の組織の見直し等の中で検討していくことを考えています。

伊藤委員 特別支援教育は松戸市で力を入れているところだと思いますので、今後、恐らくそれは拡大されていくのかなというふうに私自身は思いました。

それから、2点目については、そうしますと、教育政策研究課の中の8ページの左側に書いてある情報システムに係る開発だとか指導に関することといったものが、削除されるということで、こういったものはもう項目としてなくなるというふうに理解していいのでしょうか。

教育長職務代理者 教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 事務の事務分掌と申しまして、事務を行う内容については、こちらの表のとおり、教育政策研究課から施設課のほうに移管するというところでございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 そうしますと、学校施設課の中に今回新たに入った項目の中に、言葉は違うけれども、教育政策研究課がこれまでやっていたことが含まれるというふうに考えていいわけですか。

教育長職務代理者 教育長。

教育長 特別支援も、それから情報も、まだまだこれから先どのぐらい拡大されていくか、あるいはどれだけ複雑化していくかというのは、未知数の部分があります。そういう動きの中で、本年度、情報のほうも特別支援のほうも組織替えをしたんですけれども、令和4年度を過ぎすに当たって、やはり特別支援のほうは仕事の負担量が大きかったということで、係から室に変えたい。

それから、情報のほうは、委員さんおっしゃるように、ソフト面とハード面と、特にハード面の学校教育に関わる仕事のほうが情報政策研究課としてはかなり負担になってきて、一方で、学校教育のほうともっと密になったほうが仕事はやりやすいだろうと、そういうことで、学校教育部のほうに政策研究課が持っている仕事のその部分を移行する。なので、ソフト面とか、あるいは情報全体に関わるいろんなこれからの必要になる施策の研究などは、まだ研究課に残るというふうに理解していただければと思います。

ということで、まだ過程です。

伊藤委員 分かりましたが、ちょっと何かこの教育政策研究課の項目が、今まで入っていたそ

ういう情報とか、あるいは人権の件についても、事務内容が全て削除……

教育長 これが削除になっているからということですね。

伊藤委員 それでちょっと気になったので。

教育長職務代理者 以前、組織編成の話合いの中で、この教育政策研究課の研究の部分について、もう少し領域を深めたいというお話をお聞きしたように記憶しているんですが、そのあたりの業務の拡大も鑑みてという部分もおありなんでしょうか。

教育長 それも多分出てくるかなとは思いますが。まだまだ今、過程と言いましたけれども、来年度もまた変わるかもしれません。その辺はご理解をお願いしたいと。

教育長職務代理者 和座委員。

和座委員 私のほうからもう一度確認と、それから要望をちょっと述べさせていただきたいと
思います。

一応、先ほど特別支援教育、それから医療的ケア児に関しても含めてですけれども、こういったことについて、今後、未知数ではあるけれども広がっていく可能性がある、そしてまた必要があればというふうなことを、部長のほうからもお話があったんですけれども、私としては、やはりこの点については、今後はやはり非常に重要な課題になってくるといふふうに思っております。

特別支援教育に関しては、文科省のほうでは、やはり教育の一つの基本的な理念として、こういった特別支援という形での人間性に対する教育も含めた、そういったことが基盤になるというふうにして、我々今までの研修会、いろいろな文科省との研修会の中で、技官たちがしきりに言っておりましたし、そういう意味でも、こういった部分がこれからは非常に重要なポイントになってくるといふふうに私は認識しております。

ですから、その部分について、今回のこの対策室というのが一つの布石になって、今後充実していくことを強く希望します。

あと、医療的ケア児に関してなんですが、これについても、今、医師会のカワゴエ会長がここの国の審議委員会の委員になっておりまして、松戸市としてもこの部分について、今、様々な形で彼が動いておりまして、重要なポイントになると思います。マエダ先生がやはり日本でもこの医療的ケア児に関しては非常に先進的な試みをして、松戸市というのは、そういう意味では厚生労働省も非常に注目しております。ですから、そういう意味でも、この部分についての今後の松戸市の試みというのが、多分非常に注目されます、全国的にも。

ですから、そういう意味でも、ぜひこの部分についてはより一層、私としては進めていた

だきたいなというのが私の気持ちです。その気持ちだけお伝えしておきますね。よろしくお願ひします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

中西委員。

中西委員 特別支援教育対策室のことなんですけれども、私も今後、より重要度を増してくると思うんですが、これまでも担当はいらっしやったと思うんですが、室になることで体制はどのような体制になるのかということを知りたいのと、直接関係のある学校の特別支援教室ですね、これが今どの程度あって、例えば10年ぐらい前とどれぐらい変わっているのかというデータがあったら、それも教えていただけますか。

教育長職務代理者 学習指導課長。

学習指導課長 学習指導課です。

人数等ですが、まず、クラス数は、10年前と比べると2.23倍に今年度増えております。また、人数のほうも、2.25倍という増え方でございます。コロナが間に入りましたが、相談等も増えておりますので、本当に増えているという実感はあります。

以上です。

教育長職務代理者 それともう一点。組織に集約されて室になられたけれども、その中身についてということでございます。

学習指導課長 定数で定められた数の中で、その対策室の長が補佐として、そこに専任でついて、特別支援教育の指導主事や事務員と、そこに特化して集中して仕事が行えるということになります。

生涯学習部長 少し補足させていただきますと、事務分掌上に明示されることによりまして、業務が対策室として明確にあります。また、それによって、職員が明確に配置されることで、職務と内容がきちんと区分をされて分かりやすくなるというのはございます。

教育長職務代理者 学校教育部長。

学校教育部長 学習指導課の今年度の人数の中で特別支援を担当していた指導主事の人数と来年度の人数を、来年度少し特別支援のほうの班のほうに指導主事を少し増員することと、あとは、今、学習指導課長申しましたとおり、班の責任者というか、管理職として補佐を1人ここに充てまして、支援の体制づくりと、あと人を増やして幅広い特別支援教育の推進を今のところ考えております。

以上でございます。

中西委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

和座委員。

和座委員 あと、この人権教育推進のための総合調整に関することというのが、改正前は教育政策研究課というところが担っていたわけですね。今回それが教育総務課ですね、こちらに移ったということは、このことについての何らかのバランスというか、どういうふうなことでこちらのほうに移ったのでしょうか。

教育長職務代理者 教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 教育総務課長でございます。

今年度、教育政策研究課のほうで、学校教育部と一緒に人権担当をまとめてできないかということでやってみたんですけども、やはり1年間やってみて、統括課である教育総務課で人権を含めたほうが、研究課もより業務に集中できますので、私どもでやったほうがいいだろうということで、来年度は教育総務課でやるというような経緯でございます。中身が変わるということではございません。

生涯学習部長 もともと、組織改変の前に、教育企画課という教育総務課の前身で委員会内の人権担当を全て担っておりましたものを、令和4年度の組織改編に、今、総務課長申し上げたように、研究課のほうに一旦事業事務を移管をさせていただいたんですが、1年間業務を携わった結果、今申し上げたように、統括課である教育総務課のほうに事務を戻す形にさせていただいて、全体の人権の施策を推進する形にさせていただきたいというような考え方でございます。

和座委員 そうすると、より多角的というか、俯瞰的に人権に対しての施策を進めていこうという、そういうふうなものが背景にあるというふうに考えてよろしいでしょうか。

生涯学習部長 もちろん、はい、そのように。

和座委員 ありがとうございます。

前々から話しているように、この人権に関しては、やはり今後4月から、もう来月からですけれども、こども基本法がもう制定されておりますけれども、それが実質的に動き出して、こども家庭庁も動き出します。そういう中で、子どもの人権ということが、やっぱりこれからずっとクローズアップされてくる、それが基本になっているいろんなことが起こってくるわけですね。残念ながら、非常に残念ながら、やはりそういった人権に関して、それをないがしろにするような行為が、教員含めたそういった中で、どうしても散発的に出てきていると

いう現実もあるわけですね。

ですから、そういうふうなことがぜひこれからないような状況をつくっていかないといけないし、そういう意味でも、こういった形でできるだけ俯瞰的に、この人権の教育がより一層広がっていくことを期待したいと思います。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 山形です。

今、和座委員が質問したところ、同じことを伺おうと思ったんですが、教育総務課さんが担当することによって、市民全体に学びがとどくと思います。子どもの人権を守るときに、絶対大人が人権教育をしっかりと学んでいないといけないなと思っています。子ども自身は、道徳やいろいろな学びが学校教育の中でもありますし、その上で親、保護者や周囲の大人が人権に理解がないと、齟齬が出たりしますし、それこそジェンダー平等の部分では大きなずれが生じています。大人が学んでいないと、子どもが時代に合った言葉を発しても、ずれていくというのがすごく気がかりだったりします。その部分が大きくここで総務課さんが取り扱うことによって、より広く市民の方に拡張されることは、とてもいいことだと思っています。

全体の組織改編も、ニュートラルに、柔軟に対応していくことは、本当にいいことだと思いました。また、特別支援に関しては、本当にニーズが高まっていく中で、とにかく誰一人取り残さない、困り事を感じているお子さんが、問題行動というふうに私たちは表現をしてしまうかもしれないですけども、問題行動の裏側にあるその子の困り感や保護者の困り感を察知するために、特化して部を設けていただいて、指導主事の先生たちが増えて、より研究が進んでいくと、現場の全体的な子どもたちへのベネフィットが上がっていくなと思ってお話を聞いておりました。今後お願いいたします。

以上です。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

それでは、ご質問等ないようでございますので、これより議案第44号を採決いたします。

議案第44号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第44号は原案どおり決定いたしました。

少々長くなりましたので、感染症予防のための換気を行いたいと思います。1分少々休憩させていただきます。

(休 憩)

◎議案第45号

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

次に、議案第45号「松戸市教育委員会の非常勤職員に係る災害補償に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 議案第45号「松戸市教育委員会の非常勤職員に係る災害補償に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

本件提案理由につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制が導入されることにより、所要の改正をするためでございます。

初めに、定年前再任用短時間勤務制についてご説明申し上げます。

令和5年4月1日より国家公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳に引上げされることを踏まえ、地方公務員の定年も国家公務員と同様に段階的に65歳に引上げされることとなります。定年引上げ後、65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を本人の意向を踏まえ短時間勤務の職で再任用することができる制度となっております。

定年前再任用短時間勤務職員の任期は、常勤職員の定年退職に当たる日までとなります。

なお、定年引上げにより、現行の再任用制度は廃止となり、定年が65歳に段階的に引き上げられるまでの経過措置として、65歳まで再任用できるよう現行の再任用制度と同様の仕組みである暫定再任用制度が設けられます。

これらの制度の創設に伴う地方公務員法の一部改正により、松戸市教育委員会規則につきましても改正が必要となります。

対象となる規則に共通する主な改正点は、議案資料11ページから13ページの1条から3条の規則の改正前、改正後の新旧対照表に記載のとおり、地方公務員法一部改正に伴う引用条文の変更と、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことに伴う雇用形態名の変更となっております。

ご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第45号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

和座委員。

和座委員 すみません、勉強不足でちょっと私、知らないんですけども、公務員の定年が60歳から65歳へ段階的に延びていくということなんですけれども、その段階的というのはどういうふうに、もう決まっているんですか。何年までに、何年以降65歳というか、その辺ちょっと教えてください。

教育長職務代理者 お手元に資料をご用意されたほうが分かりやすいかと思うので、ちょっと見つけていただけますか。これを見ても、ちょっと非常に理解難しいので。ないですか。

(「ない」の声あり)

教育長職務代理者 ないそうです。

教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 後ほど、また資料のほうはお渡しさせていただきたいと思っておりますけれども、段階的と申しますのは、2年に1回退職が来るような形で、5年度末には退職者がいなくて、6年度末に退職するみたいなイメージです。表があったほうが分かりやすいかもしれないですけれども。

和座委員 65歳になるのは令和何年ですか。

教育総務課長 65歳になるのは、令和14年でございます。

和座委員 14年。

教育総務課長 はい。

教育長 2年で1歳ずつ延ばす。

教育総務課長 2年に1歳ずつ、生年月日によって61歳の人もいれば62歳……

和座委員 65歳になるのは令和14年。まだ9年かかるわけ。

教育総務課長 令和14年度ですね、はい。

和座委員 分かりました。

そうしますと、定年前再任用短時間勤務というのは非常に分かりにくいんですけども、ちょっと私も調べたんですけども、よく意味が分からないんですが、令和14年までに65歳になる前の人ですか。例えば63歳で、この段階的に定年が延長されたあれに引っかからずに定年になってしまう人、そうじゃないんですか。定年前。定年前再任用ってどういう意味ですか。

教育長職務代理者 教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 定年が65歳となりますけれども、定年の前に60歳を過ぎたら、役職も外れて給料も下がってということになりまして、その際に、フルタイムじゃなくて、多様な働き方の中で、短時間で勤務がいいという方は短時間でも選べるというようなことです。

和座委員 その定年前というのはどういう意味ですか。

教育総務課長 60歳から65歳の間でございます。定年が65歳になりますと、65歳の前に……

和座委員 65歳の前ということですか。

教育総務課長 60歳から65歳の間で選べるということです。

和座委員 該当する皆さんがよくその辺のところを分かっていると思うんですけども。

教育総務課長 まだちょっと制度が、分からないところがございますけれども。

生涯学習部長 単純に補足いたしますと、定年が延長されますが、定年前にお辞めになる方もいらっしゃる場合があります、その方を定年の期間まで再任用として従来どおり雇用ができるので、そういった場合に、定年前再任用という扱いになると。

和座委員 それは、じゃ、例えば50歳代で辞めちゃった人……

生涯学習部長 いえ、60を超えられて、一回退職されるんですけども、年金支給期間まで再任用として雇用される場合があるので、その場合に、短時間勤務というのとフルタイムがございまして、短時間というのが選べるということです。

教育長 現状と同じようにすると。今は60歳定年なので、でも65歳までは再任用制度があるんです。それも、フルタイムというのとハーフというのと。そのハーフのほうの制度のため、要するに定年が、こうやって延びていっても、その制度はそこまでは続けますよという、そのための改正です。

和座委員 分かりました。

教育長職務代理者 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 少しでも緩和されるといいですね。

それでは、議案第45号を採決いたします。

議案第45号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第45号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第46号

教育長職務代理者 次に、議案第46号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 議案第46号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明申し上げます。

本件提案理由は、事務決裁の効率化を図るとともに、松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の改正に伴い、所要の改正をするため、ご審議いただくものでございます。

15ページから16ページの共通事項（財務関係）の改正前、改正後の新旧対照表をご覧ください。

こちらは、市長部局の規則改正に合わせて、事務の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、主務課長等が決裁できる上限金額を引き上げてございます。

次に、16ページと17ページの生涯学習部及び学校教育部につきましては、議案第44号でご審議いただきましたとおり、各所属の所管する事務が変更になったことに伴い、決裁事項の改正を行っております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第46号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 15ページの改正前のところの特定部長の交際費の横に丸がついていますよね。それから、改正後は主務部長のところの交際費のところの丸がついていますが、この丸は何でしょうか。

教育長職務代理者 教育総務課長。

教育総務課長 こちらの丸は、交際費につきましては、改正前は特定部長が決裁を行っていたものが、主務部長に改正するというものでございまして、その該当するところが丸印ということなんです。

伊藤委員 そうすると、決裁権者ということですか。

教育総務課長 そうです、決裁権者、特定部長から主務部長に変更ということでございます。

伊藤委員 時代の流れで、今まで幾らかというのが何年後かにはもっと上の金額になるという

のは、これは自然の流れでいろんなところで多く見られることですよね。ですから、今回、その下にある支出命令のところの、例えば、主務部長は5,000万円以上だったのが、今後、改正後は1億円以上というような形になるのは、何となくよく分かるんですけども……。

そうか、これは、改正前もこの支出命令の5,000万円以上の支出命令というのは主務部長だったんですね。じゃ、決裁権者は変わらないということですね。

(「そうです」の声あり)

伊藤委員 その交際費だけについて、決裁権者が特定部長から主務部長でいいですよというふうになるという、そういうことですね。

(「はい」の声あり)

伊藤委員 分かりました。ちょっと私、勘違いしました。つまり、今回、決裁権者がより高位の人から下位というか、の人に変わり、かつ金額も上がるのかなと思ったんですが、そういうことではないわけですよね。はい、分かりました。

教育長職務代理者 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

議案第46号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第46号は原案どおり決定いたしました。説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎議案第47号

教育長職務代理者 それでは、次に、議案第47号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

学務課長、お願いいたします。

学務課長 学務課長の石橋でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第47号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規定の一部を改正する訓令の制定について」、提案をさせていただきます。

令和5年1月17日に松戸市学区審議会が開催され、令和5年度より知的障害特別支援学級を南部小学校及び六実第三小学校に、自閉症・情緒障害特別支援学級を相模台小学校に新設することに伴う学区の変更について諮問いたしました。

諮問をご審議いただき、資料21ページから25ページのとおり、松戸市学区審議会より諮問について審議の結果、承認する旨、答申をいただきました。

つきましては、19ページ、20ページに記載のとおり、規程の一部を改正する訓令の制定を行わせていただきたいと思います。

この訓令は、令和5年4月1日から施行の予定でございます。

ご審議よろしくお願いたします。

教育長職務代理者 議案第47号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山形委員。

山形委員 山形です。

今回、新たに南部小学校と六実第三小学校のほうに知的学級が創設されたことによって、そちらに関しては学区が特定されて、引き続き自閉症・情緒障害学級が区域全域を広げているというところで、意見です。質問はないんですが、今後もどんどん広がっていく中で、答申の中の一番最後のところの終わりのところで、今後インクルーシブ教育にもという部分がありましたので、引き続き1つの学校に多数の教室も持ちながらも、松戸市は本当に多様な学校の、小規模の学校もあれば教室が足りないぐらいのマンモス的な学校がある中で、今後インクルーシブな学校づくりに関しても、研究を深めていただけたらなと思っております。意見です。

教育長職務代理者 あと、確認1つよろしいでしょうか。

新設されるということで、当然新しく入られる児童・生徒さんたちは、その学校の通学だとは思いますが、以前に旧区分の中で通学していた児童・生徒さんたちは、個人の選択という形になるのでしょうか。そのあたりの確認だけお願いします。

学務課長、お願いします。

学務課長 通学いたします学校につきましては、新設に伴って新たにそちらにという希望がありましたら、そちらのほうに参りますけれども、従来の学校に引き続きということであれば、

そのままそちらのほうに通学するという形で、その希望に合わせて対応させていただきたい
と思います。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

デリケートなお子さんたちだと思うので、ぜひよろしく願いいたします。

ほかにごございますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第47号を採決いたします。

議案第47号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第47号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第48号

教育長職務代理者 次に、議案第48号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたしま
す。

それでは、ご説明お願いいたします。

学務課長、お願いいたします。

学務課長 それでは、議案第48号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第1号、多年にわたり学校教員、学校職員または教育機
関職員として勤務し、勤務成績が特に優秀で他の模範とするに足りる者に対して、教育委員
会が松戸市教育功労者の表彰を行うとあります。

つきましては、資料27ページから名簿を添付してありますが、校長として松戸市の教育の
振興発展に努め、その功績が顕著であった者に、松戸市教育委員会表彰規則第2条の表彰基
準にのっとり表彰状を贈呈するものでございます。あわせて、記念品として置き時計を授与
する予定でございます。

なお、13名の校長先生方のそれぞれのご功績等につきましては、推薦調書に記載してござ
いますので、説明は省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第48号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

中西委員。

中西委員 以前にも聞いているのかもしれないですが、この13人の方は、退職される方ということでもいいんですか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 ただいまご質問ございましたけれども、今回この13名の方につきましては、今年度定年で市内で退職する校長ということでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 どうぞ、中西委員。

中西委員 市内で退職される校長先生は、皆さん表彰を受けるということになるんですか。それとも、選ばれているんでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 市内で退職する校長そして教頭ということで表彰基準のほう示してございますので、今回退職される校長全員に表彰をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 他にございますでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第48号を採決いたします。

議案第48号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第48号は原案どおり決定いたしました。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、議会冒頭に教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前にその他に移ります。

事務局より何か報告はございますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 委員の皆様から何か。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

◎議案第49号及び議案第50号

教育長職務代理者 それでは、これより議案第49号「令和4年度末松戸市立小中学校長の人事異動について」及び議案第50号「令和4年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の教職員の任免について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、これらの議案の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員と傍聴の方はご退出をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、学校教育部審議監、教育総務課長、議案第49号及び議案第50号、学務課長、学務課課長補佐、以上でございます。そのほかの方は退席してください。

(関係職員以外の職員及び傍聴人退席)

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 ご報告いたします。

秘密会にて、議案第49号及び議案第50号については、原案どおり決定いたしましたことを報告いたします。

本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 お疲れさまでした。

今の市立高校の人事ですけれども、今日午前中、卒業式がありまして、8クラス担任が引率というか先頭になって入場してくるんですが、全員若い、担任が。もう、えっというくらいに、今も異動する者も結構経験年数はまだ浅いんですけれども、高校もすごい年齢層は下がっているんだなというふうに改めて感じたところです。

では、次回の教育委員会会議の日程ですけれども、次回の教育委員会会議は、令和5年4月12日の水曜日、午前9時30分より教育委員会5階会議室で開催してはいかがでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、次回令和5年4月定例教育委員会会議は、令和5年4月12日水曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和5年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時06分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員